

株 主 各 位

東京都港区南青山7丁目8番4号

## エコナックホールディングス株式会社

取締役社長 奥 村 英 夫

### 第141回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第141回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策といたしまして、株主様の安全確保の観点から、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策をお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じてまいりますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、今後の状況の変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（<http://www.econach.co.jp/>）にてお知らせいたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1. 日 時  | 2021年6月29日（火曜日）午前10時   |
| 2. 場 所  | 東京都港区南青山7丁目1番5号<br>島根イン青山 2階 パインコート  |
| 3. 目的事項 |  |
| 報告事項    | 1. 第141期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第141期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項    |  |
| 第1号議案   | 定款一部変更の件   |
| 第2号議案   | 取締役1名選任の件  |
| 第3号議案   | 補欠監査役1名選任の件  |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる開示について

次の事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書 ②連結計算書類の連結注記表

③計算書類の株主資本等変動計算書 ④計算書類の個別注記表

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.econach.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご用意いたしておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

## (添付書類)

# 事業報告

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の急速な悪化により、極めて厳しい状況にあります。2020年4月に発出された緊急事態宣言が解除された後に感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、個人消費は持ち直しつつも、消費者の生活環境や消費行動も大きく変化することとなりました。また、冬を迎えた年末には感染者数が爆発的に増加し、2021年1月には2度目の緊急事態宣言が発出されたものの、効果は限定的で収束時期や感染拡大による影響が見通せず、新型コロナウイルス感染症に対する根本的な対策が確立していない中、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループは中核事業である温浴事業を中心に事業を展開してまいりました。

当連結会計年度の当社グループの売上高は5億9千9百万円（前連結会計年度比64.5%減）、営業損失1億7千7百万円（前連結会計年度は営業利益3億1千9百万円）、経常損失1億8千6百万円（前連結会計年度は経常利益3億9百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失1億5千8百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益1億7千4百万円）となりました。

単体の業績につきましては、当事業年度の売上高は3億2千6百万円（前事業年度比57.1%減）、営業損失7千1百万円（前事業年度は営業利益3億円）、経常損失8千2百万円（前事業年度は経常利益2億8千9百万円）、当期純損失5千9百万円（前事業年度は当期純利益1億4千2百万円）となりました。

当期の配当につきましては、財務状況を勘案し、誠に遺憾ながら無配を継続させていただきます。

事業分野別の概況は次のとおりであります。

#### <温浴事業>

当社グループの主力である温浴事業では、連結子会社の株式会社テルマー湯が東京都新宿区歌舞伎町にて事業展開する温浴施設「テルマー湯」におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う昨年4月の緊急事態宣言発出により、計56日間の臨時休業を実

施いたしました。その後、緊急事態宣言解除を受けて6月1日からは感染拡大防止策を講じつつ営業を再開したものの、従来の24時間営業は行わず時短営業で対応いたしましたが、以前のような客足は戻らず推移いたしました。臨時休業明けの6月～8月は月間の来館者数が3か月連続で1万人を下回り、回復の兆しが見えず極めて厳しい状況にありました。9月以降の来館者数はようやく前年度の5割ほどまで回復いたしましたが、12月の感染者数の爆発的な増加により年明けの1月からは再び緊急事態宣言が発出され、1月～3月の来館者数は再び前年度の5割ほどにまで落ち込んでおり、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を大きく受けております。当連結会計年度の来館者数は、前連結会計年度に比べ63.9%減の11万5千6百人（前連結会計年度は32万6百人）と大幅に減少いたしました。そのような中、臨時休業中から実施していた浴場のリニューアル工事の一部が8月に完成し、男湯・女湯とも新たに「中性電解水風呂」を新設したほか、10月には女湯にて「北欧サンゴライト化粧水風呂」を新設いたしました。また、オープンから5年を経過したのを機に館内着のデザインを一新いたしました。さらには、テレワーク等の普及で鉄道各社の終電時刻繰上げが行われることを見据えて、深夜早朝料金の値下げにも踏み切りました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による影響は大きく、当事業の売上高は4億4千3百万円（前連結会計年度比69.4%減）、営業損失は1億6千6百万円（前連結会計年度は営業利益3億6百万円）となりました。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために休業した56日分の固定費（人件費・賃借料・減価償却費）の合計額5千万円を「新型コロナウイルス感染症対応による損失」として特別損失に計上しております。

#### <不動産事業>

当社が不動産の売買・賃貸を営む当事業におきましては、東京都港区西麻布に所有するビルの住居部分の賃貸につきまして、継続して安定した収入を得ることができました。しかしながら、テナント部分の賃貸につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部のテナントにおきましても臨時休業を実施いたしました。そのため、賃貸収入の回収が厳しい状況となり、両者協議のうえ、期間限定で賃貸収入の値下げに応じておりましたが、支払いが滞っていたため2021年1月付で契約の解除を申し入れ、2月以降は賃貸収入の売上は計上しておりません。その結果、当事業の売上高は1億5千5百万円（前連結会計年度比22.1%減）、営業利益は1億1千万円（前連結会計年度比26.0%減）となりました。

なお、繊維事業につきましては、当社が刺繍レースを企画し仕入れて販売しておりましたが、2020年3月31日をもって当事業を廃止いたしました。

## 事業分野別売上高

事業分野	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前連結会計年度比 増減率
温浴事業	443	74.1	69.4%減
不動産事業	155	25.9	22.1%減
合計	599	100.0	64.5%減

### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資等の総額は8千6百万円であります。

その主なものは、東京都新宿区歌舞伎町に所有する温浴施設の改修工事7千5百万円であります。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として5億3千万円の調達を行いました。

### (4) 企業集団の対処すべき課題

昨年1月から顕在化した新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活や経済活動に深刻な影響を与えており、当社グループの事業にも大きな影響を与えております。また、感染症による影響はいまだ継続しており、さらに長期化が懸念されております。

温浴事業におきましては、2021年4月25日の新型コロナウイルス感染症の拡大による3度目の緊急事態宣言の発出を受け、当社グループが運営する温浴施設「テルマー湯」におきましても同日から臨時休業いたしました。今後の状況次第ではさらに休業要請が生じる恐れがあり、また、緊急事態宣言が発出されなくとも営業時間の短縮を実施せざるを得ないことが予想され、業績に大きな影響を与える可能性があります。

不動産事業におきましては、東京都港区西麻布ビルの賃貸住宅の安定収入を見込んでおりますが、テナント部分におきましては新型コロナウイルス感染症拡大の影響から大口のテナントとの契約状況が不透明であるため賃貸収入の減収が考えられることもあり、今後は安定的な収入を確保することを目指しております。しかしながらこの収益の回復の遅れが業績に大きな影響を与える可能性があります。

このような経営環境において、当社グループは、内外の諸情勢を慎重に注視しつつ、環境の変化に柔軟に対応するとともに、継続してお客様および従業員への感染防止対策を徹底してまいります。また、経営資源の選択と集中を明確にして、持続的な事業成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第138期 (2018年3月期)	第139期 (2019年3月期)	第140期 (2020年3月期)	第141期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高 (百万円)	1,889	1,713	1,685	599
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	142	185	309	△186
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△) (百万円)	167	175	174	△158
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	3.91	4.11	4.09	△3.71
総 資 産 (百万円)	5,220	5,077	5,187	5,412
純 資 産 (百万円)	3,525	3,700	3,875	3,716
1株当たり純資産 (円)	82.53	86.64	90.73	87.02

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、第138期(2018年3月期)の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) 及び1株当たり純資産を算定しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (千円)	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 テ ル マ ー 湯	92,500	100.0	温 浴 施 設 の 運 営
株 式 会 社 エ レ ナ	2,000	100.0	雑 貨 の 販 売

(注) 株式会社エレナは、営業活動を休止しており、実質的に休眠状態にあります。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業分野	事業内容
温浴事業	温浴施設の運営
不動産事業	不動産の売買・賃貸

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

事業所名	所在地
エコナックホールディングス株式会社	本店 東京都港区
株式会社テルマー湯	本店 東京都港区
	店舗 東京都新宿区
株式会社エレナ	本店 東京都港区

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業分野	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減
温浴事業	8	3名減
不動産事業	1	—
全社 (共通)	4	1名減
合計	13	4名減

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、パートタイマーは含めておりません。  
2. 全社 (共通) として記載している従業員数は、管理部門に所属しているものであります。  
3. 当社グループは、前連結会計年度末において上記セグメントのほか繊維事業を有していましたが、2020年3月31日をもって同事業を廃止いたしました。これに伴い、同事業に従事していた従業員が1名減少しております。

②当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前事業年度末比増減	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
5	2名減	46.2	17.6

(注) 従業員数は就業人数であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (千円)
株式会社東日本銀行	821,600
株式会社商工組合中央金庫	250,000
株式会社日本政策金融公庫	100,000

## 2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 140,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 42,728,733株
- (3) 株主数 6,317名

### (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
ロイヤル観光有限会社	3,951,100	9.25
株式会社船橋カントリー倶楽部	3,640,000	8.52
株式会社広共コーポレーション	1,965,000	4.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,917,000	4.48
株式会社トーテム	1,675,000	3.92
山河企画有限会社	1,193,300	2.79
株式会社広共	900,100	2.10
東拓観光有限会社	755,200	1.76
有限会社MBL	750,000	1.75
松村 光石	742,000	1.73

(注) 持株比率は、自己株式 (16,786株) を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。



## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 社 長	奥 村 英 夫	株式会社エレナ取締役 株式会社N F Kホールディングス社外取締役
取 締 役	加 藤 祐 蔵	管理部門管掌 株式会社エレナ取締役 株式会社N F Kホールディングス社外取締役
取 締 役	鈴 木 隆 太	不動産事業部長 株式会社テルマー湯代表取締役 株式会社エレナ代表取締役
取 締 役	萩野谷 敏 裕	株式会社アーキ・ボックス代表取締役
監 査 役 ( 常 勤 )	岩 崎 周 也	株式会社テルマー湯監査役 株式会社エレナ監査役
監 査 役	小田島 章	小田島法律事務所 弁護士
監 査 役	小 林 明 隆	一番町国際法律特許事務所 弁護士 株式会社アドバンスト・メディア監査役

- (注) 1. 取締役 萩野谷敏裕氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 岩崎周也氏、小田島章氏及び小林明隆氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 岩崎周也氏は、過去に他社の企業経営を長年にわたり携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 小田島章氏及び監査役 小林明隆氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2020年6月26日開催の第140回定時株主総会終結の時をもって、瀬川信雄氏及び齋藤正和氏は取締役を辞任いたしました。
6. 当社は取締役 萩野谷敏裕氏並びに監査役 小田島章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間で締結することができる旨を定款で定めておりますが、当事業年度においては締結していません。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	21,072 (1,500)	21,072 (1,500)	— (—)	— (—)	6 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	7,080 (7,080)	7,080 (7,080)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	28,152 (8,580)	28,152 (8,580)	— (—)	— (—)	9 (5)

- (注) 1. 上表には、2020年6月26日開催の第140回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、1984年12月20日開催の第104回定時株主総会において月額20,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、13名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、1984年12月20日開催の第104回定時株主総会において月額5,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。
4. 上記支給額のほか、2020年6月26日開催の第140回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して13,200千円支給しております。
5. 取締役会は、代表取締役奥村英夫に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職の状況	関係
取締役	萩野谷 敏 裕	株式会社アーキ・ボックス代表取締役	重要な関係なし
監査役	岩 崎 周 也	株式会社テルマー湯監査役	連結子会社
		株式会社エレナ監査役	連結子会社
監査役	小田島 章	小田島法律事務所 弁護士	重要な関係なし
監査役	小 林 明 隆	一番町国際法律特許事務所 弁護士	顧問弁護士
		株式会社アドバンスト・メディア監査役	重要な関係なし

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	萩野谷 敏 裕	当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に出席し、主に会社経営者としての見地から、豊富な経験・知識等に基づいた貴重な指摘、意見をいただいております。
監査役	岩 崎 周 也	当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席し、主に会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般に対する貴重な指摘、意見をいただいております。
監査役	小田島 章	当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から貴重な指摘、意見をいただいております。
監査役	小 林 明 隆	当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から貴重な指摘、意見をいただいております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

フロンティア監査法人

### (2) 報酬等の額

- |                                       |          |
|---------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 15,000千円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,000千円 |

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けて、会計監査人に対する報酬等の額、監査契約の内容が適切かどうか検討し、更に前期の監査状況と当期監査計画に基づく監査日数、監査チームの編成等の監査体制に鑑みて、同意することが相当であると判断いたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人フロンティア監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社の会計監査人として在職中に報酬及び職務執行の対価として当社から受け、または受けるべき財産上の利益の額の法令で定める事業年度の合計額に2を乗じた額であり、法令が定める額を限度としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (業務の適正を確保するための体制の概要)

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社内のコンプライアンス遵守の状況につきまして、取締役会を中心に顧問弁護士及び会計監査人と連携のもと、定期的に会合を開き確認することにより、不正、事故、法令違反等の未然の防止、早期の発見及び解決、再発防止を継続的に実施しております。そして、社員への教育・啓発の強化を通じて、コンプライアンス意識の浸透、定着及び向上を推進し、当社グループ全体への周知徹底を行います。

また、内部監査制度を実施し、監査役監査・会計監査人監査の相互連携により監査体制の充実を図ります。さらに、会計監査人、内部監査室など内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を行い、内部統制システム全般をモニタリングすることにより、効率的な運用についての助言を行うとともに監査の実効性の向上を推進します。

なお、社会的責任及び企業防衛の視点から、事業活動において反社会的勢力との関係は一切持たないこととし、当該勢力との関係の遮断は、外部専門機関との連携のもと、当社が中心となってグループ全体で対応します。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理につきましては、文書管理規程に基づいて保存・管理を行うとともに、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定めに基づく各種規程にて保存期間を設定し、情報の適切な保管を行います。

また、個人情報につきましては個人情報保護に関する方針に基づいて、管理の徹底を図ります。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会及び社内の各会議体において、各担当部署から業務執行に係るリスクを随時報告し、その把握と管理を徹底することにより、リスクの発生の未然防止と発生時の対処を迅速に行う体制を整えております。

特に四半期ごとには、取締役及び取締役会に対しての各担当部署からの報告をもとに、社内でのリスクマネジメントの有効性のモニタリングを実施しております。

リスクマネジメントにつきましては、職務権限規程により定められた部門ごとの責任権限に基づき適切に管理を行うとともに、重要性に応じて社長への報告を徹底し、その承認を得て対策を実行します。



#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会において、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決議するとともに、取締役の職務の執行を監督し、随時、役員ミーティングを開催し、重要な情報伝達を確実に行う体制をとります。

取締役会は、定例取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、法令及び社内規程に従った重要な業務執行について決議します。役員ミーティングは原則として毎週月曜日に開催し、各取締役の業務執行の状況に関する適時な報告を受けることにより、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるように努めます。

#### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程により子会社の管理を明確に規定します。取締役、監査役及び管理部役職員は、分担して子会社の取締役または監査役を兼任し、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行います。

また、子会社の自主性を十分確保しつつ、監査役及び内部監査室は定期的に子会社への内部監査を実施することにより、経営管理体制の整備及び統括を通じて業務の適正性を監視します。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人を配置しておりませんが、監査役が必要と判断して配置を求めた場合は、専任もしくは兼任の使用人を置くことができる体制を確保しております。

当該使用人の人事に係る事項については、取締役は事前に監査役の同意を得て行わなければならないものとします。

#### (7) 当社及び子会社の取締役、使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告を行います。また、監査役に対する報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを行うことを禁止し、当社グループにおいてその旨を周知徹底します。

監査役は、取締役会には原則として全員が出席し、常勤監査役は重要なミーティングに常時出席し、法令・定款違反の有無を確認します。

当社は、常勤の取締役及び監査役をメンバーとして、原則として毎週月曜日に役員ミーティングを開催し、業務の執行状況について報告と確認を行います。



**(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、明らかに職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにその費用又は債務を負担します。

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、会計監査人、代表取締役及び監査役との意見交換、情報交換を行う体制をとり、内部監査においては、内部監査計画及び結果の監査役への報告や監査役の内部監査への立会いにより内部監査室との連携を図ります。

監査役は、当社及び子会社の役職員から監査に必要な情報について随時報告を受け、また重要な会議や役員ミーティングへ常時出席することにより監査の実効性の向上を図ります。

**(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)**

取締役の職務の執行につきましては、原則毎月1回の定例取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行っております。

情報の保存及び管理につきましては、株主総会議事録、取締役会議事録・稟議書等の決裁書類を適切に作成し、管理部で保管しております。

リスク管理につきましては、原則毎月1回の定例取締役会を開催し、担当取締役よりリスクの発生状況について報告を行うとともに、その対策について検討を行い、必要に応じた対応を実施しております。

内部監査につきましては、内部監査室が定期的に各部門を監査し、業務活動が法令や社内規程に基づき適切に行われているかをチェックしております。また、監査結果は、社長に報告するとともに監査役とも共有しております。

監査役の職務執行について生じた費用につきましては、監査役からの申請に基づき、適切に支払っております。

監査役は、取締役会以外にも経営会議やその他ミーティングに出席し、社内状況を把握しております。また、内部統制に関する事項につきましても内部監査室からの監査報告を受けております。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

単位：千円(未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	1,314,920	<b>流動負債</b>	378,111
現金及び預金	1,206,639	買掛金	16,935
受取手形及び売掛金	46,629	1年内返済予定の長期借入金	146,680
商 品	369	未払金	66,608
貯 蔵 品	425	未払法人税等	90,593
未収還付法人税等	43,638	賞与引当金	1,437
そ の 他	18,971	株主優待引当金	743
貸倒引当金	△1,753	ポイント引当金	3,516
<b>固定資産</b>	4,097,623	そ の 他	51,596
<b>有形固定資産</b>	3,846,403	<b>固定負債</b>	1,317,621
建物及び構築物	1,931,998	長期借入金	1,024,920
機械装置及び運搬具	61,446	繰延税金負債	35,045
工具器具及び備品	18,164	再評価に係る繰延税金負債	10,052
土 地	1,834,794	資産除去債務	157,282
<b>無形固定資産</b>	86,004	長期預り金	90,320
借 地 権	83,445	<b>負債合計</b>	1,695,732
ソフトウェア	1,029	(純資産の部)	
電話加入権	1,528	<b>株 主 資 本</b>	3,697,801
<b>投資その他の資産</b>	165,215	資 本 金	100,000
投資有価証券	600	資本剰余金	3,347,561
そ の 他	171,775	利益剰余金	252,476
貸倒引当金	△7,159	自 己 株 式	△2,235
<b>資産合計</b>	5,412,544	その他の包括利益累計額	19,010
		土地再評価差額金	19,010
		<b>純 資 産 合 計</b>	3,716,811
		<b>負債・純資産合計</b>	5,412,544

# 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

単位：千円(未満切捨)

科 目	金	額
売上高		599,079
売上原価		647,046
売上総損失		47,966
販売費及び一般管理費		129,773
営業損失		177,740
営業外収益		
受取利息	10	
未回収利用券受益	2,363	
受取保険金	664	
補助金収入	375	
その他の	1,027	4,440
営業外費用		
支払利息	12,928	
その他の	368	13,296
経常損失		186,595
特別利益		
補助金収入	34,427	34,427
特別損失		
新型コロナウイルス感染症対応による損失	50,839	50,839
税金等調整前当期純損失		203,008
法人税、住民税及び事業税	1,400	
過年度法人税等	535	
法人税等還付額	△43,638	
法人税等調整額	△2,841	△44,544
当期純損失		158,464
親会社株主に帰属する当期純損失		158,464

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

単位：千円(未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	825,683	流動負債	341,264
現金及び預金	753,644	1年内返済予定の長期借入金	113,400
売掛金	22,188	未払金	73,555
貯蔵品	109	未払費用	1,554
前渡金	2,500	未払法人税等	89,918
前払費用	3,600	前受金	24,363
未収還付法人税等	43,638	預り金	296
その他	249	賞与引当金	562
貸倒引当金	△248	株主優待引当金	3,152
固定資産	4,097,455	その他	34,460
有形固定資産	3,719,984	固定負債	920,901
建物	1,799,170	長期借入金	528,200
構築物	19,334	繰延税金負債	35,045
機械及び装置	49,165	再評価に係る繰延税金負債	10,052
工具器具及び備品	17,520	資産除去債務	157,282
土地	1,834,794	長期預り金	190,320
無形固定資産	85,399	負債合計	1,262,165
借地権	83,445	(純資産の部)	
ソフトウェア	425	株主資本	3,641,962
電話加入権	1,528	資本金	100,000
投資その他の資産	292,071	資本剰余金	3,347,561
投資有価証券	600	資本準備金	26,902
関係会社株式	126,993	その他資本剰余金	3,320,658
出資金	40	利益剰余金	196,637
長期前払費用	118	その他利益剰余金	196,637
破産更生債権等	7,328	繰越利益剰余金	196,637
その他	164,150	自己株式	△2,235
貸倒引当金	△7,159	評価・換算差額等	19,010
資産合計	4,923,138	土地再評価差額金	19,010
		純資産合計	3,660,972
		負債・純資産合計	4,923,138

# 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

単位：千円(未満切捨)

科 目	金	額
売 上 高		326,969
売 上 原 価		267,196
売 上 総 利 益		59,773
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		131,705
営 業 損 失		71,932
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
受 取 保 険 金	265	
保 険 配 当 金	81	
そ の 他	0	353
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,897	
そ の 他	135	11,032
経 常 損 失		82,610
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	9,082	9,082
税 引 前 当 期 純 損 失		73,528
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	950	
過 年 度 法 人 税 等	496	
法 人 税 等 還 付 税 額	△12,986	
法 人 税 等 調 整 額	△2,841	△14,381
当 期 純 損 失		59,147

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

エコナックホールディングス株式会社

取締役会 御中

フロンティア監査法人  
東京都品川区

指定社員 公認会計士 酒 井 俊 輔 ⑩  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 青 野 賢 ⑩  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エコナックホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エコナックホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

エコナックホールディングス株式会社

取締役会 御中

フロンティア監査法人  
東京都品川区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 酒 井 俊 輔 ⑩  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 青 野 賢 ⑩  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エコナックホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第141期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第141期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、子会社の取締役会等において取締役等との意思疎通及び情報の交換を図っており、事業及び財産の状況の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証しました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

エコナックホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 岩 崎 周 也 ㊟  
監査役（社外監査役） 小田島 章 ㊟  
監査役（社外監査役） 小 林 明 隆 ㊟

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第19条（任期）につき所要の変更を行うとともに、2020年6月26日開催の第140回定時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 （任期）</p> <p>第19条 取締役の任期は選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 （任期）</p> <p>第19条 取締役の任期は選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（<u>取締役の任期に関する経過措置</u>）</p> <p><u>第19条の規定にかかわらず、2020年6月26日開催の第140回定時株主総会において選任された取締役の任期は、2022年開催の定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は当該期日経過後これを削除する。</u></p>

## 第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名  (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の 株式数
「新任」 「社外」 「独立」 ぬの むら よう いち 布 村 洋 一 (1962年7月7日)	1985年4月 東京エレクトロン(株)入社 1988年10月 プルデンシャル生命保険(株)入社 2002年3月 (有)プラスサム総合研究所代表社員 2009年7月 (株)クラスコンサルティング代表取締役（現任）	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 布村洋一氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
3. 布村洋一氏を社外取締役候補者とした理由及び同候補者に期待する役割は、同氏はコンサルティング会社代表取締役としての豊富な経験・専門的な知識を有しており、高い識見と有益なアドバイスを当社の経営に役立てていただくこととあります。また、同氏が選任された場合は、独立した客観的な立場から、当社経営陣・取締役に対する監督を実効的に行っていただき当社の成長と企業価値向上に貢献していただけると考えております。



### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

当社は2017年6月29日開催の第137回定時株主総会において、補欠監査役として出口洋一氏を選任しておりますが、その選任の効力は本株主総会の開始の時までとなっております。つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

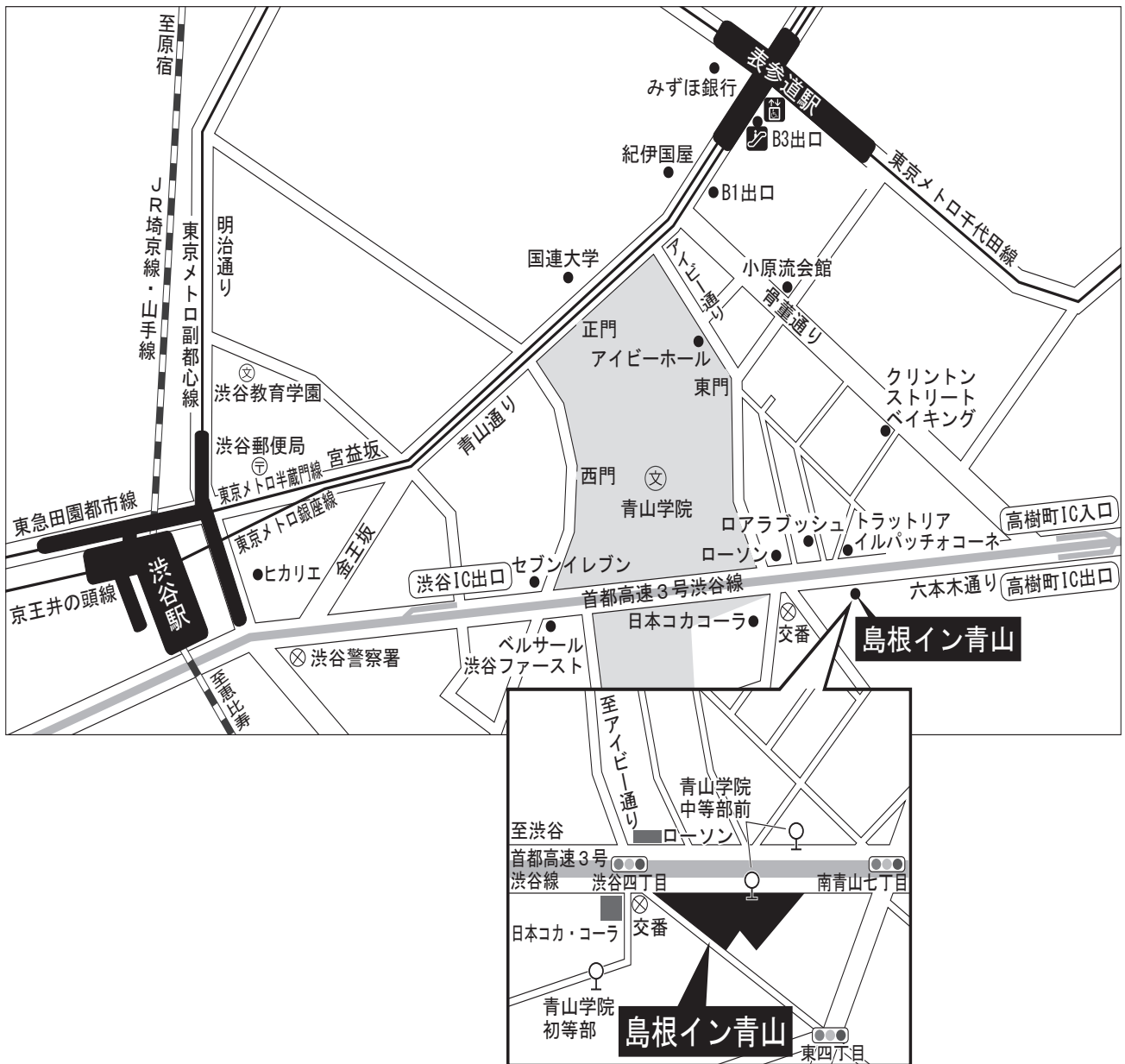
ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
でぐちよういち 出口洋一 (1951年9月23日)	1976年3月 田中司法書士事務所入所 1979年3月 株式会社エスプリ設立 代表取締役就任 1991年10月 東京司法書士会入会 1993年4月 出口司法書士事務所開設 所長就任(現任) 2014年3月 武蔵野興業株式会社 社外監査役就任(現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 出口洋一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 出口洋一氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、司法書士としての豊富な業務経験と専門的知識等を有し、それらを当社の監査体制に反映していただくことを期待できることから、その職務を適切に遂行していただけるものと判断して選任をお願いするものであります。
4. 出口洋一氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

以上

# 株主総会会場ご案内図（島根イン青山 2階 パインコート）

東京都港区南青山7丁目1番5号 <TEL:03-3797-3399>



## ■バス

- ・渋谷駅から都営バス（都01）系統「新橋駅行き」乗車『青山学院中等部前』下車、向かい側（徒歩2分）
- ・新橋駅から都営バス（都01）系統「渋谷駅行き」乗車『青山学院中等部前』下車、バス停前
- ・ハチ公バス『渋谷四丁目』下車、バス停前

## ■電車

- ・東京メトロ：銀座線、半蔵門線、千代田線『表参道駅』B1出口より徒歩15分
- ・JR：『渋谷駅』東口より徒歩15分

## ■タクシー

- ・渋谷駅から約5分
- ・表参道駅から約3分
- ・六本木駅から約5分
- ・恵比寿駅から約10分